

寄 附 行 為

第 1 章 総則

第 1 条〔名称〕 この法人は、学校法人嶺南学園と称する。

第 2 条〔事務所〕 この法人は、事務所を福井県敦賀市杵見164号元坂ノ尻 1 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条〔目的〕 この法人は、教育基本法、学校教育法および私立学校法に従い、学校教育を行い、知・徳・意・体の調和のとれた人材を育成することを目的とする。

第 4 条〔設置する学校〕 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 1 敦賀気比高等学校 全日制課程 普通科
- 2 敦賀気比高等学校附属中学校

第 5 条〔収益事業〕 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 1 教育用品小売業
- 2 食料品小売業

第 3 章 機関の設置

第 6 条〔役員及び評議員の設置〕 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事…………… 8 名～ 9 名
- 2 監事…………… 2 名

② この法人に、評議員 10 名～ 11 名を置く。

第 7 条〔理事選任機関〕 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

② 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

③ 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行うおうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第 4 章 理事会及び理事

第 1 節 理事の選任及び解任等

第 8 条〔理事の選任〕 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 校長のうちから評議員会において選任した者 1 名
- 2 前号に規定するもののほか、評議員会にお

いて選任した者 6 名以上

② 前項第 1 号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

③ 評議員会は、理事の総数が 7 名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

第 9 条〔理事の資格及び構成〕 理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

第 10 条〔理事の任期〕 理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

② 理事は、再任されることができる。

第 11 条〔理事の解任及び退任〕 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 3 理事としてふさわしくない非行があったとき

② 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は当該議案が否決された日から 30 日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

③ 理事は次の事由によって退任する。

- 1 任期の満了
- 2 辞任
- 3 死去

第 12 条〔理事に欠員を生じた場合の措置〕 理事は第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

② 理事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 2 節 理事会及び理事の職務等

第 13 条〔理事会の構成〕 理事会は全ての理事で組織する。

第 14 条〔理事会の権限〕 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

第 15 条〔理事の職務〕 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、

忠実に職務を執行する。

- ② 理事のうち1名を理事長とし、理事会の議決によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- ③ 理事（理事長を除く。）のうち1名を副理事長と、理事会の議決によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。
- ④ 理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち1名を常務理事とし、理事会の議決によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。
- ⑤ 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。
- ⑥ 常務理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。
- ⑦ 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- ⑧ 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- ⑨ 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- ⑩ 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第16条〔代表権の制限〕 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第17条〔理事の報告義務〕 理事長及び代表業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

- 第18条〔招集〕 理事会は、理事長が招集する。
- ② 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - ③ 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - ④ 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
 - ⑤ 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
 - ⑥ 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
 - ⑦ 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第19条〔運営〕 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- ② 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

第20条〔決議〕 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (2) この法人の合併
- ④ 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

第21条〔業務の決定の委任〕 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第22条〔議事録〕 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- ② 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

第23条〔監事の選任〕 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- ③ 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなったときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

第24条〔監事の資格〕 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

第25条〔監事の任期〕 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- ② 監事は、再任されることができる。

第26条〔監事の解任及び退任〕 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - 3 監事としてふさわしくない非行があったとき
- ② 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事の解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- ③ 監事は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了
 - 2 辞任
 - 3 死去

第27条〔監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続〕 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- ② 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- ③ 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- ④ 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- ⑤ 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

第28条〔監事に欠員を生じた場合の措置〕 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- ② 監事のうち、その定数の2分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

第29条〔監事の職務〕 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること

- 2 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

- 3 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

- 4 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずる恐れがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに福井県知事に報告すること。

- 5 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は評議員会に対して理事会及び評議員会又は評議員会の招集を請求すること

- 6 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。

- ① 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

第30条〔調査権限等〕 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- ② 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

第31条〔理事行為の差止め〕 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは、この寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任

第32条〔評議員の選任〕 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- 1 この法人の職員のうちから選任した者 2名
- 2 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、選任した者 1名以上
- 3 学識経験者のうちから選任した者 6名以上

- ② 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- ③ 評議員会は、評議員総数が9名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- ④ 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- ⑤ 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

第33条〔評議員の資格〕 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

第34条〔評議員の任期〕 評議員の任期は、選任後4年以内会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- ② 評議員は、再任されることができる。

第35条〔評議員の解任及び退任〕 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 3 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- ② 評議員は次の事由によって退任する。
 - 1 任期の満了
 - 2 辞任
 - 3 死亡
- ③ 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

第36条〔評議員会の構成〕 評議員会は、全ての評議員で組織する。

第37条〔評議員会の職務等〕 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- ② 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - 1 重要な資産の処分又は譲受け

- 2 多額の借財
- 3 予算及び事業計画の作成又は変更
- 4 役員及び評議員に対する報酬等（報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- 5 収益事業に関する重要事項
- 6 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- 7 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 8 寄附金品の募集に関する事項
- 9 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- ③ 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
 - 1 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更
 - 2 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - 3 合併

第38条〔理事の行為の差止めの求め〕 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

- ② 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続きが行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

第39条〔責任追及の訴えの求め〕 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

第40条〔開催〕 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第41条〔招集〕 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- ② 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集

を請求することができる。

- ③ 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。
- ④ 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
 - 1 会議の日時及び場所
 - 2 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - 3 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - 4 私立学校法施行規則で定める事項
- ⑤ 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

第42条〔評議員による招集〕 前条第2項の規程による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、福井県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- ② 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
- ③ 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

第43条〔監事による招集〕 第29条第2項の規定より監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

- ② 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

第44条〔招集手続きの省略〕 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第45条〔運営〕 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

第46条〔決議〕 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 1 監事の解任
 - 2 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- ③ 前2項の規定にかかわらず、役員又は評議員

が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

- ④ 評議員は、書面又は電磁的方法により、評議員の議決に加わることができる。

第47条〔議事録〕 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- ② 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第48条〔役員の出席等〕 理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

- ② 理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

第49条〔理事会及び評議員会の協議〕 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

- ② 理事・評議員協議会の構成員は、理事及び評議員の全員とする。
- ③ 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。
- ④ 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- ⑤ 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。
- ⑥ 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

第8章 予算及び事業計画等

第50条〔会計年度〕 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第51条〔予算、事業計画〕 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これ

に変更を加えようとするときも、同様とする。

第52条〔役員及び評議員の報酬〕 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第53条〔責任の免除〕 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- ② 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには各監事の同意を得なければならない。
- ③ 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には、1月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員会に通知しなければならない。
- ④ 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- ⑤ 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

第54条〔責任限定契約〕 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

第9章 資産及び会計

第55条〔資産〕 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第56条〔資産の区分〕 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- ② 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- ③ 運用財産は、この法人の設置する学校の経営

に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

- ④ 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する、財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- ⑤ 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産、又は収益事業用財産に編入する。

第57条〔基本財産の処分の制限〕 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

第58条〔積立金の保管〕 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な金融機関に預金し、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

第59条〔経費の支弁〕 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入学検定料収入、手数料収入、使用料収入及びその他の運用財産をもって支弁する。

第60条〔会計〕 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- ② この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

第61条〔予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄〕 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

第62条〔事業報告及び決算〕 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 計算書類
- 4 計算書類の附属明細書
- 5 財産目録

- ② 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。
- ③ 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

第63条〔財産目録等の備置き及び閲覧等〕 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう以下第3項及び第69条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

② この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

③ 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

第64条〔資産総額の変更登記〕 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 寄附行為の変更

第65条〔寄附行為の変更〕 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の議決及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。事項において同じ。）を得て、福井県知事の認可を受けなければならない。

② 前項の規定にかかわらず私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の議決及び評議員会の決議を得て、福井県知事に届け出なければならない。

第11章 解散及び合併

第66条〔解散〕 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 1 理事会の議決及び評議員会の決議による決定
- 2 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 3 合併
- 4 破産手続開始の決定
- 5 福井県知事の解散命令

② 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、福井県知事の認可を受けなければならない。

第67条〔残余財産の帰属者〕 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

第68条〔合併〕 この法人が合併しようとするときは、理事会の議決及び評議員会の決議を得て福井県知事の認可を受けなければならない。

第69条〔公告の方法〕 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

第12章 補則

第70条〔施行細則〕 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

① この寄附行為は、福井県知事の認可の日（昭和60年12月23日）から施行する。

② この法人の設立当初の役員は、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事長 中川平太夫 副理事長 高木孝一
理事 池端昭夫 有馬義夫 川端輝也
 薮野耕作 牧野保孝
監事 宇野松雄 山本和子

③ 昭和62年3月31日までの間は、第9条第1項中「4年」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。

④ 昭和70年4月1日までの間は、第22条第1項第2号中「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者」とあるのは、「理事会において選任した者」と読み替えるものとする。

⑤ 当分の間、第22条第1項第3号に定める評議員の数を17名以内とする。

⑥ 昭和63年3月31日までの間は、第23条第1項中「4年」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。

附則〔昭和61年3月25日理事会決定〕

① 第18条第2項の評議員数の変更および本則の付則5を加える改正後の学校法人嶺南学園寄付行為は、昭和61年5月30日から施行する。

附則〔昭和61年12月20日理事会決定〕

① 第4条に敦賀気比高等学校付属中学校を加える改正は、昭和63年4月1日より施行する。

附則〔昭和62年7月17日理事会決定〕

① 第6条第1項中専務理事にかかる改正および第7条第1項第2号にかかる改正は、昭和62年7月28日から施行する。

附則〔昭和62年12月22日理事会決定〕

① 第6条第1項第3号および第7条第1項第1号の理事数の変更にかかる改正は、昭和62年12月25日から施行する。

附則〔平成4年5月30日理事会決定〕

- ① 第4条第1項第1号中「普通科」を「普通科、国際科、電子情報科」に改める改正は、平成5年4月1日から施行する。(平成4年9月17日知事認可)

附則〔平成6年3月30日理事会決定〕

- ① 第6条第1項第4号の理事数の変更等の改正、第6条第1項第4号と第5号を1号ずつ繰り下げ、第3号の次に第4号「常務理事」を加える改正、同条第2項中「常務理事」を加える改正、第7条第1項第1号の人数の変更にかける改正は、平成6年度から適用する。(平成6年7月10日知事認可)

附則〔平成14年3月28日理事会決定〕

- ① 第4条第1項第1号中の「国際科」を削除する改正は平成14年4月1日から施行する。(平成14年6月21日知事認可)
- ② 第17条中「記名」を削除する改正は平成14年3月28日から適用する。

附則〔平成16年5月28日理事会決定〕

- ① 第16条第2項の次に第3項を加える改正は、平成16年度から適用する。(平成16年6月9日知事認可)

附則〔平成17年3月23日理事会決定〕

- ① 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う寄附行為の改正は知事の認可の日(平成17年4月25日認可)から施行する。

附則〔平成21年3月26日理事会決定〕

- ① 第4条第1項第1号中の「電子情報科」を削除する改正は知事の認可の日から施行する。(平成21年12月28日認可)

附則〔平成28年5月30日理事会決定〕

- ① 第6条第3項を第4項に改正し、新たに第3項として、副理事長の選任、解任条項を加える。また、第4項中「理事長を除く」を「理事長及び副理事長を除く」に改正する。
- ② 第13条から第45条までを1条ずつ繰り下げ、またそれに伴う条項中の条番号も繰り下げる。
- ③ 新たに第13条として「副理事長の職務」を加える。
- ④ 第14条〔常務理事の職務〕中、「理事長を補佐し」を「理事長及び副理事長を補佐し」に改正する。
- ⑤ 第15条〔理事の代表権の制限〕中、「理事長及び常務理事」を「理事長、副理事長及び常務理事」に改正する。
- ⑥ 第16条中、「理事長が欠けたときは」の次に「副理事長がその職務を代理し、またはその職務を行う。副理事長を置かないときは」を加える。
- ⑦ 上記①から⑦までの改正は知事の認可の日から施行する。(平成28年7月1日認可)

附則〔令和2年3月13日理事会決定〕

- ① 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う寄附行為の改正は知事の認可の日(令和2年4月1日認可)から施行する。

附則〔令和4年3月28日理事会決定〕

- ① 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う寄附行為の改正は知事の認可の日(令和4年6月9日認可)から施行する。

附則〔令和6年12月9日理事会決定〕

- ① この寄附行為(令和7年3月14日知事認可)は、令和7年4月1日から施行する。
- ② この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- ③ この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度定時評議員会終結時まで伸長する。
- ④ この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該機関の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- ⑤ 前項の役員又は評議員の解任は、なお従前の例による。